

3-3 和泉市防災会議条例

〔昭和38年9月30日〕
〔条 例 第 19 号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、和泉市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例11・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和泉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例45・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充て、委員の定数は40人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 本市の区域を実務担任区とする陸上自衛隊の部隊の長
 - (3) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 防災に関する学識経験を有する者のほか、市長が防災上必要と認める者のうちから市長が任命する者
 - (10) 公募による市民
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(平4条例19・平8条例9・平12条例11・平24条例45・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。